

議案第 3 2 号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、北小学校の移転により旧北小学校の体育館をスポーツ施設として活用することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(3) 大口町屋内運動場

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

大口町スポーツ施設の名称及び位置

名称	位置
大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目38番地1
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3
大口町総合運動場 (夜間照明施設)	大口町下小口六丁目150番地
わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地
河北グラウンド	大口町河北三丁目25番地
秋田グラウンド	大口町秋田二丁目44番地1
大口町屋内運動場	大口町大字小口字城屋敷123番地

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第13条関係）

大口町屋内運動場の使用料

区分	時間	1時間当たりの町内利用者の使用料 (午前8時から午後9時まで)
運動場使用料		500円
照明使用料		250円

備考 町外者が利用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧																																							
<p>(施設の管理)</p> <p>第4条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツ施設の管理及び運営を行わせるものとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、教育委員会が管理及び運営を行うものとし、その管理を委託することができるものとする。</p> <p>(1) 大口町野球グラウンド (2) 大口町テニスコート (3) <u>大口町屋内運動場</u></p> <p>別表第1（第2条関係） 大口町スポーツ施設の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大口町野球グラウンド</td> <td>大口町丸一丁目38番地1</td> </tr> <tr> <td>大口町テニスコート</td> <td>大口町竹田二丁目202番地3</td> </tr> <tr> <td>大口町総合運動場（夜間照明施設）</td> <td>大口町下小口六丁目150番地</td> </tr> <tr> <td>わかしゃち国体記念運動公園</td> <td>大口町上小口三丁目181番地</td> </tr> <tr> <td>河北グラウンド</td> <td>大口町河北三丁目25番地</td> </tr> <tr> <td>秋田グラウンド</td> <td>大口町秋田二丁目44番地1</td> </tr> <tr> <td>大口町屋内運動場</td> <td>大口町大字小口字城屋敷123番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第13条関係） 大口町屋内運動場の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">時間</th> <th style="text-align: center;">1時間当たりの町内利用者の使用料 (午前8時から午後9時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動場使用料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>照明使用料</td> <td></td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目38番地1	大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3	大口町総合運動場（夜間照明施設）	大口町下小口六丁目150番地	わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地	河北グラウンド	大口町河北三丁目25番地	秋田グラウンド	大口町秋田二丁目44番地1	大口町屋内運動場	大口町大字小口字城屋敷123番地	区分	時間	1時間当たりの町内利用者の使用料 (午前8時から午後9時まで)	運動場使用料		500円	照明使用料		250円	<p>(施設の管理)</p> <p>第4条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツ施設の管理及び運営を行わせるものとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、教育委員会が管理及び運営を行うものとし、その管理を委託することができるものとする。</p> <p>(1) 大口町野球グラウンド (2) 大口町テニスコート</p> <p>別表第1（第2条関係） 大口町スポーツ施設の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大口町野球グラウンド</td> <td>大口町丸一丁目38番地1</td> </tr> <tr> <td>大口町テニスコート</td> <td>大口町竹田二丁目202番地3</td> </tr> <tr> <td>大口町総合運動場（夜間照明施設）</td> <td>大口町下小口六丁目150番地</td> </tr> <tr> <td>わかしゃち国体記念運動公園</td> <td>大口町上小口三丁目181番地</td> </tr> <tr> <td>河北グラウンド</td> <td>大口町河北三丁目25番地</td> </tr> <tr> <td>秋田グラウンド</td> <td>大口町秋田二丁目44番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目38番地1	大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3	大口町総合運動場（夜間照明施設）	大口町下小口六丁目150番地	わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地	河北グラウンド	大口町河北三丁目25番地	秋田グラウンド	大口町秋田二丁目44番地1
名称	位置																																							
大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目38番地1																																							
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3																																							
大口町総合運動場（夜間照明施設）	大口町下小口六丁目150番地																																							
わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地																																							
河北グラウンド	大口町河北三丁目25番地																																							
秋田グラウンド	大口町秋田二丁目44番地1																																							
大口町屋内運動場	大口町大字小口字城屋敷123番地																																							
区分	時間	1時間当たりの町内利用者の使用料 (午前8時から午後9時まで)																																						
運動場使用料		500円																																						
照明使用料		250円																																						
名称	位置																																							
大口町野球グラウンド	大口町丸一丁目38番地1																																							
大口町テニスコート	大口町竹田二丁目202番地3																																							
大口町総合運動場（夜間照明施設）	大口町下小口六丁目150番地																																							
わかしゃち国体記念運動公園	大口町上小口三丁目181番地																																							
河北グラウンド	大口町河北三丁目25番地																																							
秋田グラウンド	大口町秋田二丁目44番地1																																							

新	旧
<p><u>別表第4（第13条関係）</u> 大口町スポーツ施設の利用料金 （略）</p> <p><u>別表第5（第13条関係）</u> 大口町総合運動場夜間照明施設利用料金 （略）</p>	<p><u>別表第3（第13条関係）</u> 大口町スポーツ施設の利用料金 （略）</p> <p><u>別表第4（第13条関係）</u> 大口町総合運動場夜間照明施設利用料金 （略）</p>